

記載事項変更旅券のご案内（申請から受取りまで）

1 申請ができる人

戸籍上で、氏名、本籍の都道府県名、性別、生年月日に変更が生じ、手持ちの有効旅券の記載事項*を変更する必要がある人

* 以下のような場合は、申請の必要はありません。

氏名の変更があっても、旅券のローマ字表記に変更がない場合（例えば、「伊藤」から「伊東」と改姓したが、ローマ字表記は、「ITO」のままの場合）

本籍に変更があっても、都道府県をまたがる変更でない場合（例えば、「東京都世田谷区」から「東京都墨田区」に転籍した場合）

* 戸籍上の変更を旅券に反映させる方法には、もう1種類、「新規パスポートへの切替え」という方法があります。裏面の表をご覧ください。

2 申請に必要な書類（代理人による提出も可能です。）

(1) 記載事項変更用の申請書（用紙上部に緑色の帯があるもの。窓口で個別にお渡しします。）

(2) 戸籍謄本又は戸籍抄本（お一人の申請なら、抄本で結構です。ご家族で同時に申請するなどの場合は、謄本1通で結構です。）（提出の日前6ヶ月以内に作成されたもの）

(3) パスポート用の写真1枚（提出の日前6ヶ月以内に撮影されたもの）

(4) お手持ちの有効旅券

3 申請書の書き方

記入事項が、5年、10年の一般旅券と共通な項目が多いため、書き方については、リーフレット「東京都旅券（パスポート）申請のご案内」2頁から4頁をご覧ください。

< 記載事項変更用の申請書の記入で特にお願いすること >

申請書表面の中段右側にある「申請する」にチェックマークを入れてください。

申請書表面の中段右側にある「上記旅券冊子の別」欄の「10年」か「5年」かのどちらかを で囲んでください。

4 受取り

(1) 受取りには、必ずご本人がお出でください。

(2) 変更後の旅券が受け取れるのは、申請日を含め6営業日目からです。

(3) 受取りに必要なもの

手数料6,000円（6,000円の現金 又は 2,000円の現金と4,000円分の収入印紙）
旅券（パスポート）引換書（申請時にお渡しします。）

* 旅券の記載事項：旅券2頁目に表示された、姓、名、生年月日、性別、本籍の各項目を指します。

* 従来の制度（記載事項の訂正（スタンプによる訂正））は、平成26年3月19日で廃止されました。

* 従来の制度（記載事項の訂正（スタンプによる訂正））を既に利用している場合は、記載事項変更旅券の申請ができません。

パスポートの氏名・本籍に変更があった場合の申請別の比較

	新規パスポート への切替え	記載事項変更旅券 (平成26年3月20日から)
現在有効な パスポート	返納後に失効し、 新しい旅券冊子になります。	
所持人自署(サイン)	新しくなります。	
顔写真		
ICチップ内のデータ		
旅券番号		
手数料	10年用: 16,000円 5年用: 11,000円 子供用: 6,000円	6,000円
有効期間	発行日から 10年間又は5年間	発行日から返納 頂いたパスポートの 有効期間満了日まで
申請から受取 までに 必要な期間	6日間(土、日、祝休日、年末年始を除く)	
代理人による申請	可	
代理人による受取	不可(申請者本人がお越し下さい)	

◎記載事項変更旅券等の詳細については、
東京都パスポート電話案内センター(03-5908-0400)
にお問い合わせ下さい。

係員による相談時間は、
月・火・水曜日 午前9時から午後7時まで
木・金・日曜日 午前9時から午後5時まで
(上記の時間外及び国民の祝日、振替休日、年末年始(12/29~1/3)は
自動音声による応答になります。)